

天

奈良県公安委員会 告示 第 103 号

道路交通法第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 6 日

奈良県公安委員会

委員長 菊池 武之祐



1 日 時

令和 8 年 9 月 10 日 午前 8時30分

2 場 所

奈良市登大路町80番地

奈良県警察本部 聴聞会場